

当機構の概要等のご案内

平成21年9月

独立行政法人福祉医療機構



目次

1. 当機構の経営理念について	2
2. 当機構の概要について	4
3. 当機構の業務内容について	8
4. 中期目標・中期計画の概要について	18
5. 独立行政法人評価委員会評価について	25
6. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて	28
7. 平成20年度決算の概要について	35
8. 平成21年度予算及び平成22年度予算概算要求の概要について	53
9. 財投機関債発行について	58

1. 当機構の経営理念について

独立行政法人福祉医療機構(以下福祉医療機構)は、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

現在、福祉医療機構は、福祉施設や医療施設に対するご融資やNPOへの助成など多種多様な事業を展開し、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりに貢献しています。

昨年10月の独立行政法人創立5周年を機に経営理念を策定し「民間活動応援宣言」として発信いたしました。

「民間活動応援宣言」は、お客さま目線を大切にし、公共性、透明性に加えて自主性を意識した業務運営を行うことにより、地域における福祉と医療の向上を目指す民間活動を応援することを目的としています。

今後とも、福祉医療機構が国民の皆様に信頼される組織となるよう、私自身先頭に立って取り組み、国の福祉・医療政策との密接な連携のもと、政策効果が最大となるよう「民間活動応援宣言」を推進していく所存であります。

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

2. 当機構の概要について

当機構の概要



設立： 平成15年10月 1 日

設立根拠法： 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）を根拠法として設立

主務省： 厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課／医政局総務課／社会・援護局障害保健福祉部企画課／
年金局総務課／労働基準局労災補償部労災保険業務室

資本金： 2兆6,852億円（全額政府出資）－平成21年7月10日現在－

予算規模： 4,962億円（平成21年度一般・年金担保貸付・労災年金担保貸付勘定貸付事業規模）

財投規模： 2,828億円（平成21年度予算）

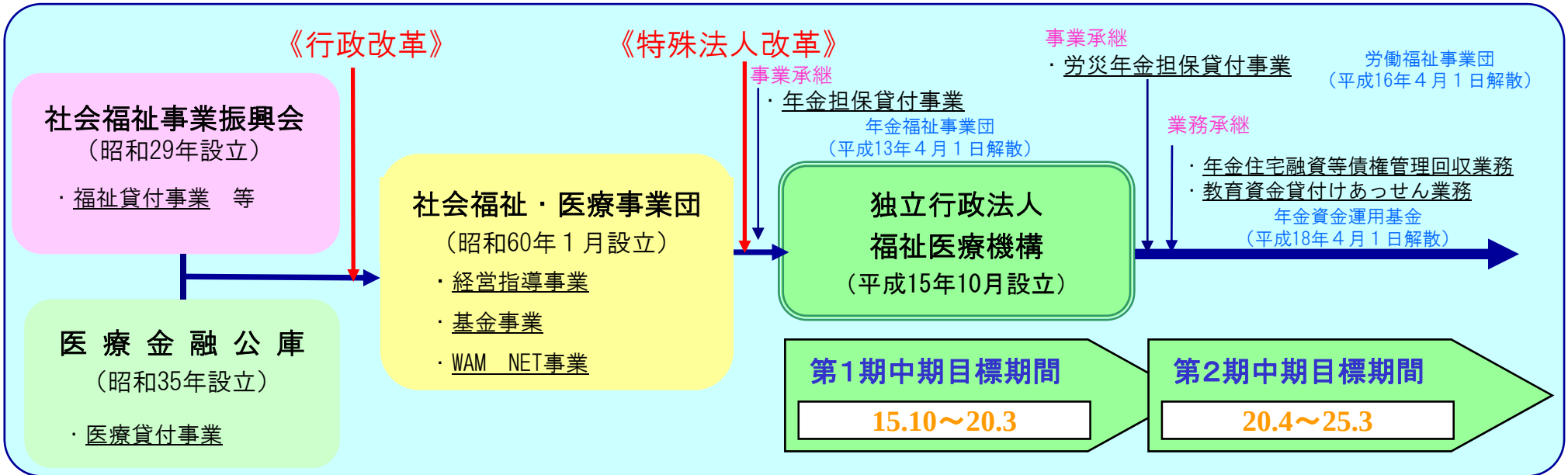
役職員数： 262名〔役員 7 名（非常勤役員 1 名含む）、職員255名〕－平成21年4月1日現在－

関連会社等： 該当ありません

独立行政法人福祉医療機構の沿革及び設立目的

当機構の設立経緯

設立の経緯



設立の目的

- 当機構の目的は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。
- このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくり等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

政府による政策と事業内容

厚生労働省

【政策目的】

高齢者関連プラン（福祉、介護サービスの整備）

少子化社会関連プラン（子育ての支援）

良質かつ効率的な医療サービスの提供

障害者関連プラン（障害者等の自立支援）

子ども・子育て応援プラン（保育の推進）

年金受給者の生活支援

独立行政法人福祉医療機構

一般勘定

- 福祉貸付事業
社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者によるシルバーサービス事業に対して建築資金等を融資
- 医療貸付事業
病院、診療所及び介護老人保健施設等の医療関係施設の設置・整備または経営に必要な資金を融資
- 福祉医療経営指導事業
- 福祉保健医療情報サービス事業
(WAM NET事業)

財投機関債発行勘定

長寿・子育て・障害者基金勘定

- 長寿・子育て・障害者基金事業
長寿社会福祉基金、高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金、障害者スポーツ支援基金の運用益により、民間の創意工夫を活かした、社会福祉を振興するための事業に対する支援を実施

共済勘定

- 退職手当共済事業
社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

保険勘定

- 心身障害者扶養保険事業
地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険

年金担保貸付勘定

- 年金担保貸付事業
厚生年金保険、船員保険又は国民年金の支払を受けている方に、生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な資金を融資

財投機関債発行勘定

労災年金担保貸付勘定

- 労災年金担保貸付事業
労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な資金を融資

承継債権管理回収勘定

- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

承継教育資金貸付けあっせん勘定

- 承継教育資金貸付けあっせん業務
年金資金運用基金が行っていた、年金被保険者に対して、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）等が行う子弟の教育費のための融資をあっせんする業務を実施

⇒20年4月から休止

3. 当機構の業務内容について

独立行政法人福祉医療機構は、特殊法人等改革により、社会福祉・医療事業団の事業を継承して、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには支えあいの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。

独立行政法人福祉医療機構においては、国民のみなさまのニーズを的確かつ迅速に捉え、融資やNPOへの助成など多岐にわたる事業を通じて、地域の福祉と医療の向上に貢献できるよう職員一丸となって取り組んでいきます。

一般勘定（福祉貸付事業）

➤ 一般勘定

● 福祉貸付事業

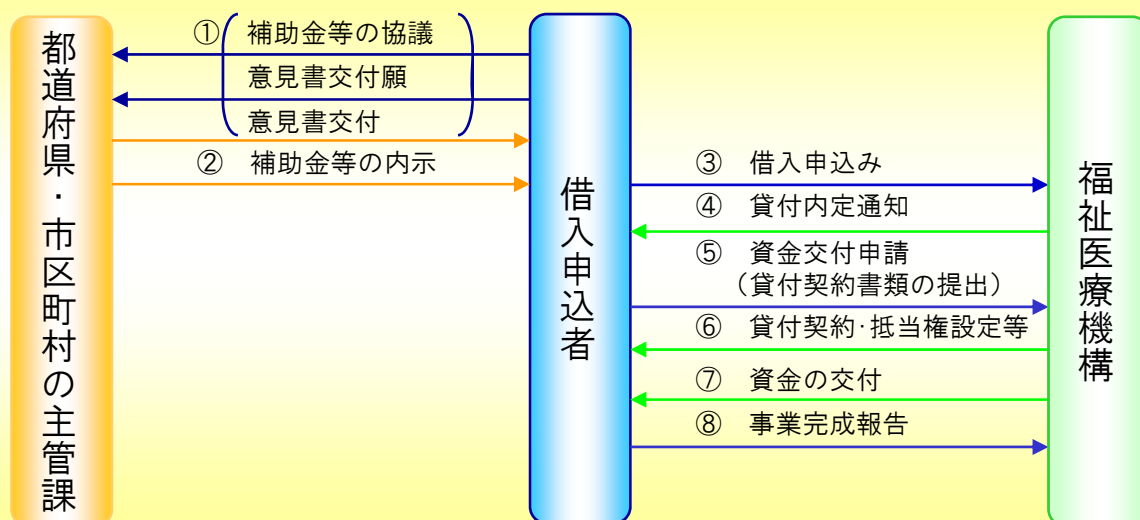
民間社会福祉事業施設などの整備、充実を図ります

社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備および民間事業者によるシルバーサービス事業に対して、建築資金等を融資しています。

社会福祉事業施設は、国や地方公共団体による整備費の補助が行われますが、設置者である社会福祉法人には一定の自己負担が必要になります。当機構は、この社会福祉法人が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

こうした融資を通じて、国の社会福祉施設整備等の推進に大きな役割を担っています。

● 福祉貸付事業のスキーム



一般勘定（医療貸付事業）

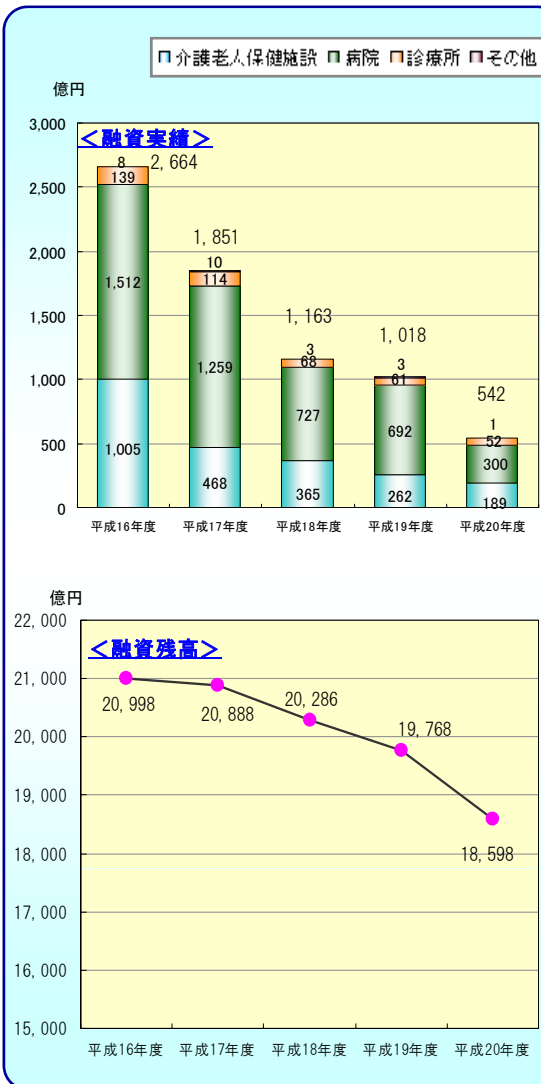
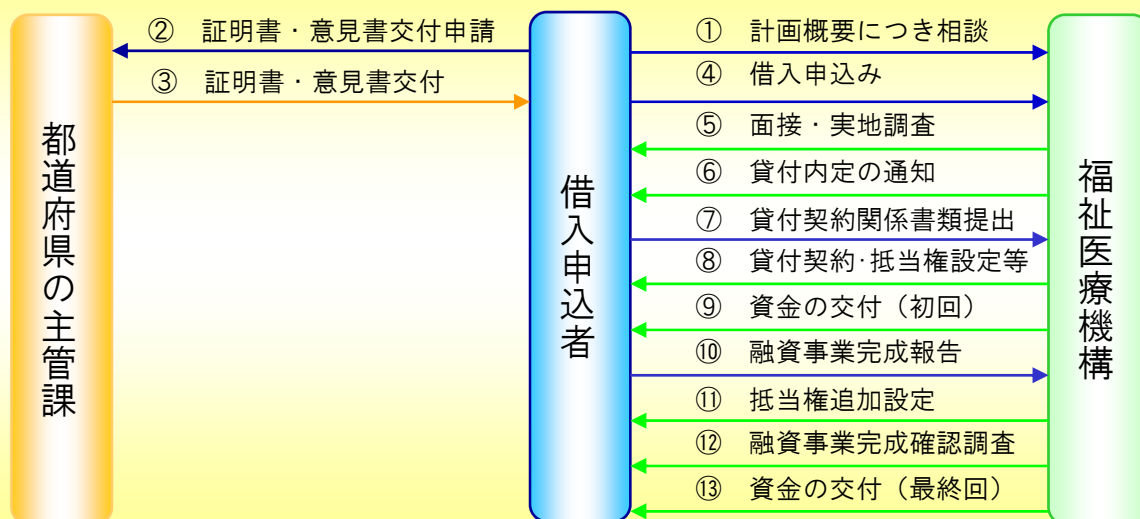
➤ 一般勘定

● 医療貸付事業

良質な医療・介護サービスの提供を支援します

病院、診療所などの医療関係施設、介護老人保健施設の設置・整備に必要な建築資金・機械購入資金、経営安定化に必要な運転資金を融資しています。医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化の進行等を背景に、医療・介護の分野は、サービス提供体制の改革が図られています。医療貸付事業では、こうした施策を推進するため、国・都道府県等と連携を図りながら、医療・介護の基盤整備に即応した融資を行っています。

● 医療貸付事業のスキーム



長寿・子育て・障害者基金勘定（長寿・子育て・障害者基金事業）



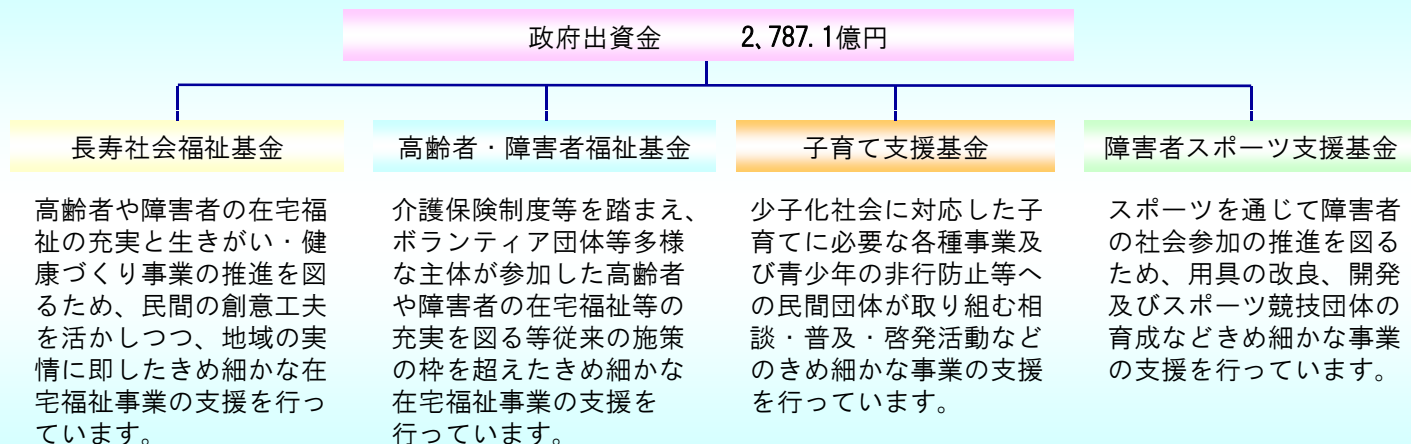
➤ 長寿・子育て・障害者基金勘定

● 長寿・子育て・障害者基金事業

高齢者、障害者の在宅福祉、子育て、障害者スポーツ活動などを支援します

長寿・子育て・障害者基金事業は、長寿社会福祉基金（700 億円）、高齢者・障害者福祉基金（500 億円）、子育て支援基金（1,300 億円）、障害者スポーツ支援基金（287.1 億円）の運用益により、民間の創意工夫を活かした、社会福祉を振興するための事業に対する支援を行うことにより、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進を図ることとしています。

● 基金事業のしくみ



共済勘定（退職手当共済事業）

➤ 共済勘定

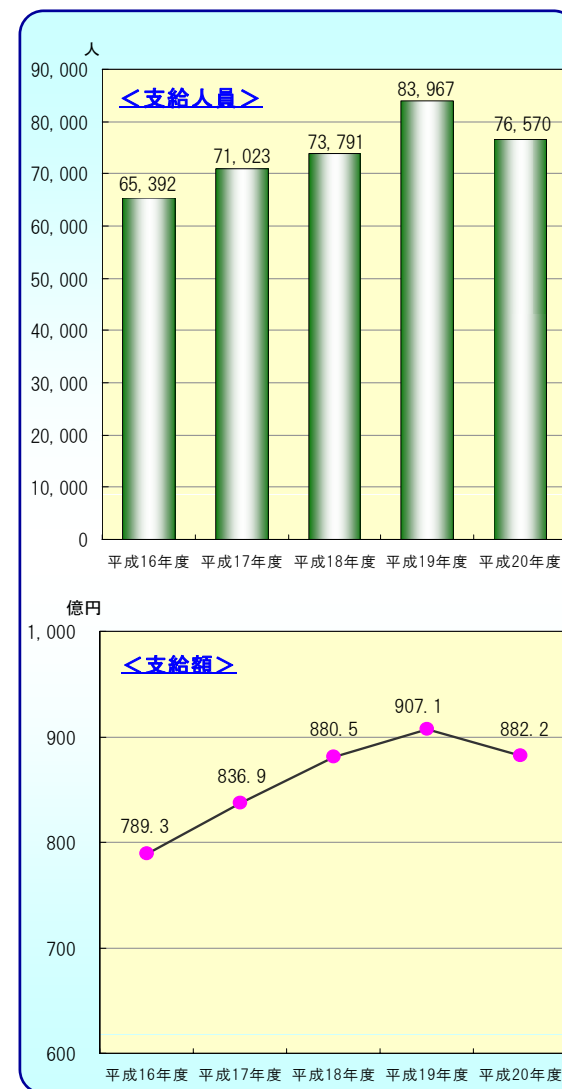
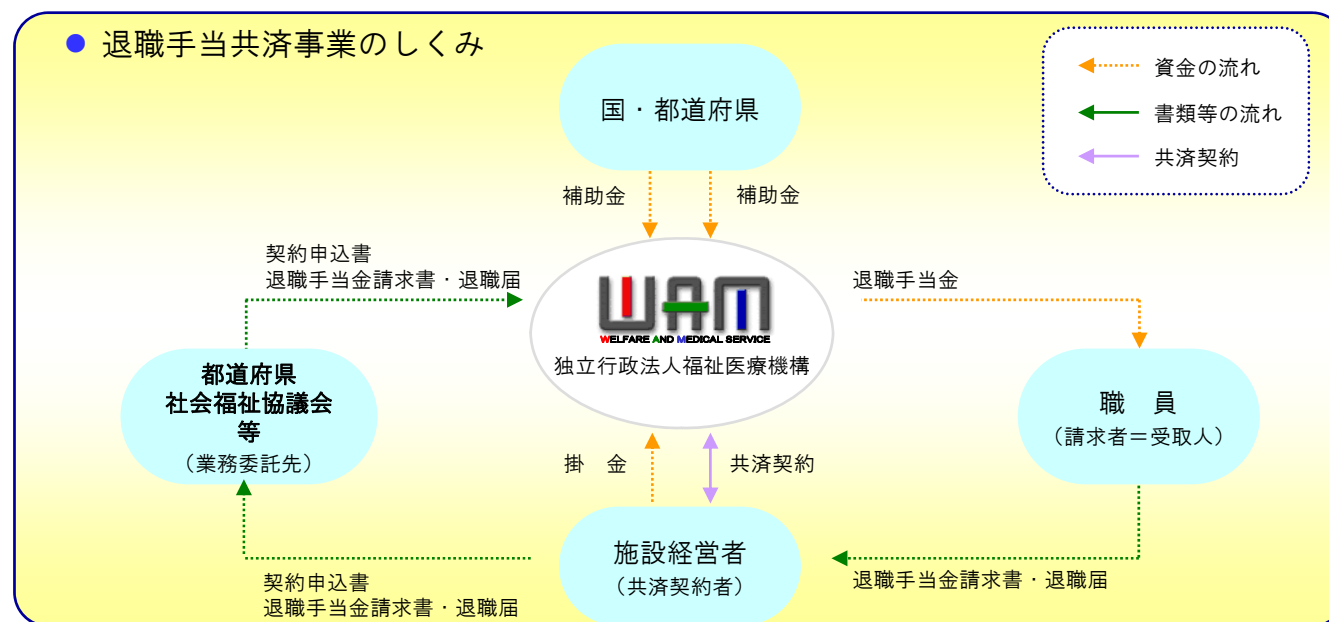
● 退職手当共済事業

社会福祉事業等に従事する職員の確保と定着化を図ります

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等および申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業です。

退職手当金の額の計算は、おおむね国家公務員に準じています。社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、「共済契約者（経営者）」が負担する掛金と、「国」・「都道府県」の補助金によってまかなわれます（申出施設等職員については公費補助はありません）。

● 退職手当共済事業のしくみ



保険勘定 (心身障害者扶養保険事業)

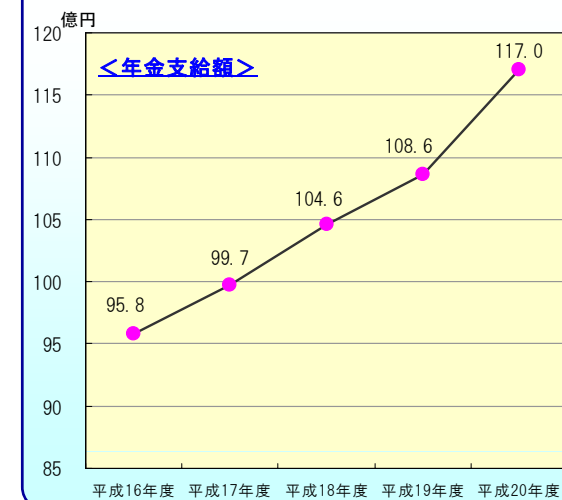
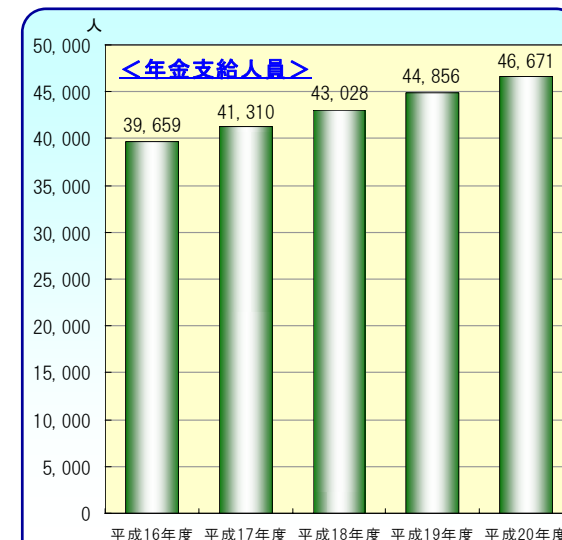
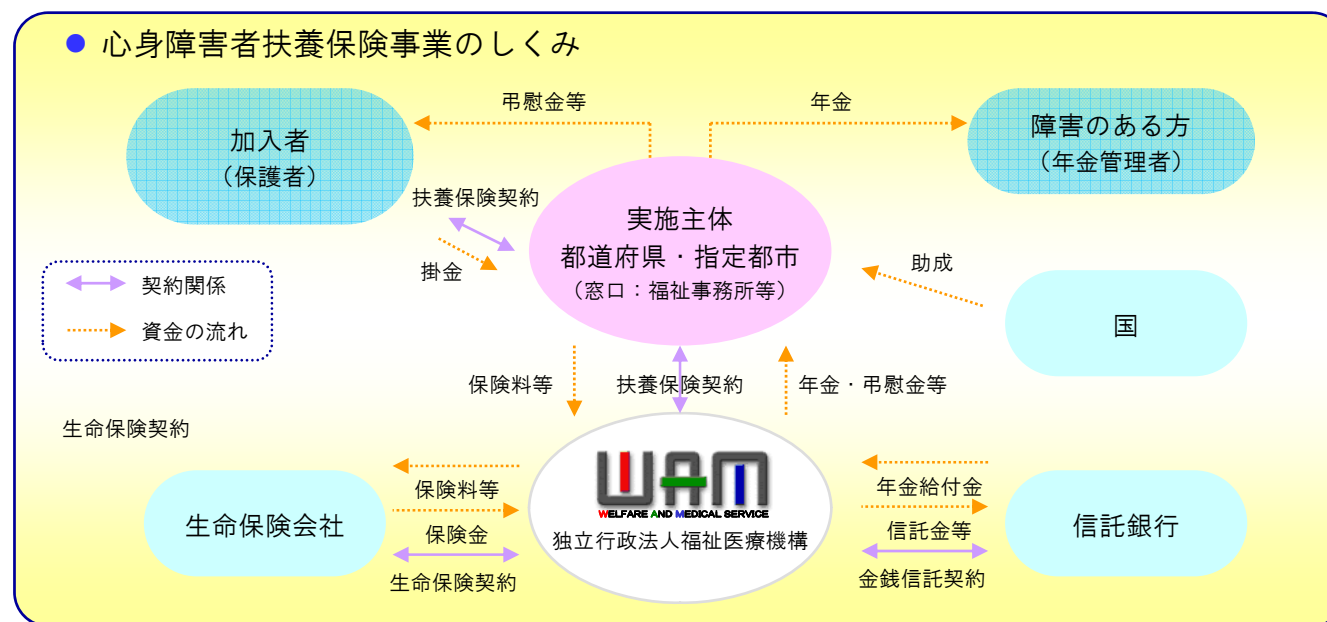
➤ 保険勘定

● 心身障害者扶養保険事業

障害のある方に、将来の安心と保障をもたらします

都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活をおくり、福祉の増進が図られることを目的としたもので、親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。

● 心身障害者扶養保険事業のしくみ



年金担保貸付勘定／労災年金担保貸付勘定

▶ 年金担保貸付勘定／労災年金担保貸付勘定

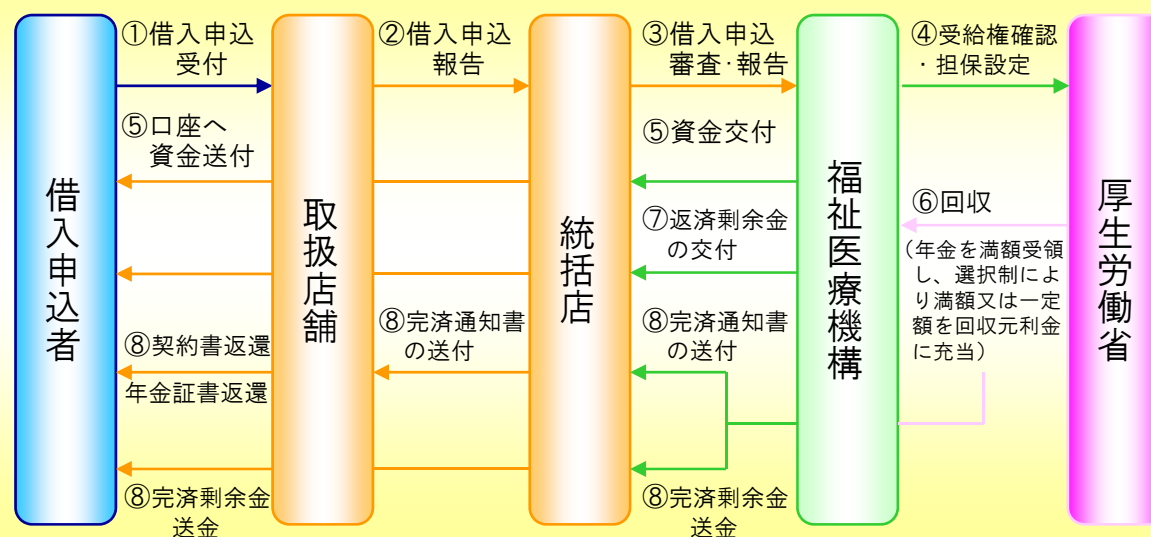
● 年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業

年金受給者の生活を支援します

厚生年金保険、船員保険、国民年金（老齢福祉年金を除く。）または労働者災害補償保険の年金の支払を受けている方に、生業、住居、冠婚葬祭、医療などに必要な資金を融資しています。

なお、平成16年4月1日をもって、労働福祉事業団が解散したことに伴い、これまで労働福祉事業団が行っていた労災年金担保貸付事業を、当機構が行っております。

● 年金担保貸付事業スキーム



承継債権管理回収勘定

➤ 承継債権管理回収勘定

● 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

年金住宅融資等債権の管理・回収を行います

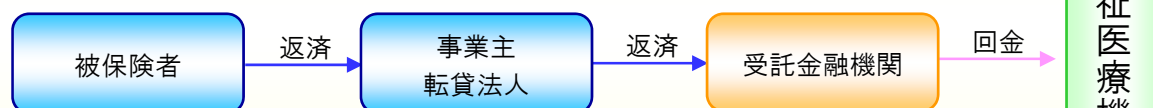
平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が承継したものであり、当該業務により回収された回収金は、年金特別会計への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、適正な業務実施に努めてまいります。

● 承継年金住宅融資等債権管理回収業務スキーム

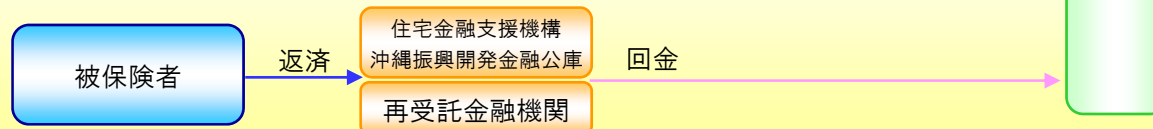
【福祉施設設置整備資金貸付】



【年金住宅資金貸付（転貸融資）】



【年金住宅資金貸付（併せ貸し）】



＜当機構が承継した債権管理回収業務＞

1. 年金住宅資金貸付に係る債権の管理回収業務
2. 福祉施設設置整備資金貸付（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
3. 年金担保貸付に係る債権の管理回収業務

＜年金住宅融資等債権残高＞



＜平成20年度分の年金特別会計への納付金＞

○元本償還分	3, 2 4 1 億円
○利息分等	9 1 3 億円
合 計	4, 1 5 4 億円

承継教育資金貸付けあっせん勘定

➤ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

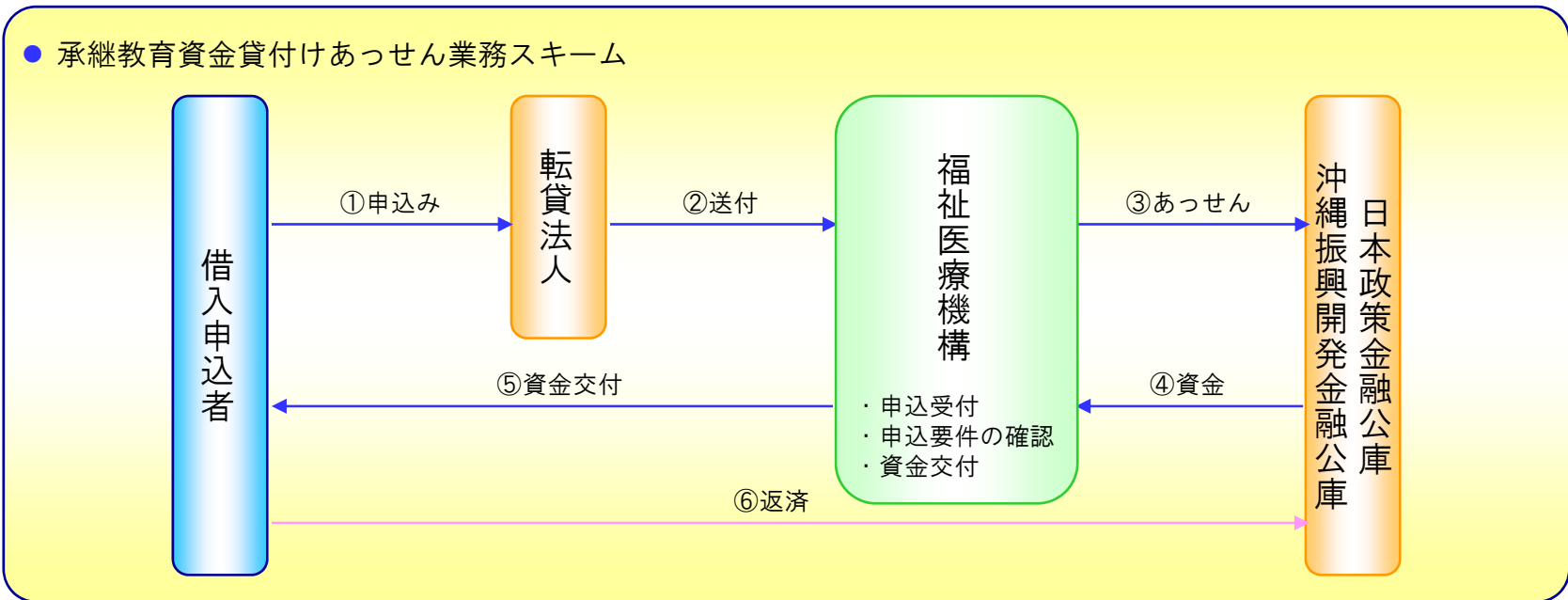
● 承継教育資金貸付けあっせん業務

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）・沖縄振興開発金融公庫が行う「国の教育ローン（年金教育貸付：一定の要件を満たす厚生年金保険又は国民年金の被保険者の子弟等の教育に必要な資金の融資）」の申込受付、あっせん、資金交付を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた教育資金貸付けあっせん業務を、当機構が承継したものです。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度から業務を休止しています。

● 承継教育資金貸付けあっせん業務スキーム



4. 中期目標・中期計画の概要について

本資料に掲載している内容は、当機構が概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html>）をご参照ください。

第2期中期目標と中期計画の概要について①

- 独立行政法人制度においては、法人の主務大臣が独立行政法人の性格に応じた業務運営の効率化や行政サービスの向上等に関する「中期目標」を設定し、これを受けた法人の長は中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、主務大臣の認可を得ることとなっています。第2期中期目標及び中期計画の概要は次のとおりです。

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
第1 中期目標の期間5年（平成20年4月1日から平成25年3月31日まで）	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備
○ 業務運営体制を継続的に見直すこと。	○ 業務運営体制を継続的に見直す。 ○ 経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 ○ 業務間の連携を強化する。
2 業務管理（リスク管理）の充実	2 業務管理（リスク管理）の充実
○ 業務管理（リスク管理）の充実を図ること。	○ 業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 ○ 金利リスクなどの抑制に努める。 ○ 情報セキュリティ対策の充実を図る。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	1 業務・システムの効率化と情報化の推進
○ 業務・システムの最適化計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を行うこと。 ○ 業務・システムの継続的な改善に努めること。 ○ 職員のIT技能の習得を推進すること。	○ 業務・システムの最適化計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を行うこと。 ○ 最適化対象外のシステムについても継続的な改善を推進する。 ○ 職員のIT技能の習得を推進する。
2 経費の節減	2 経費の節減
○ 随意契約については「随意契約見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行うこと。 ○ 一般管理費、人件費及び業務経費の15.5%程度の額を節減すること。 ○ 人件費については5%以上を削減するとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。	○ 随意契約については「随意契約見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行うこと。 ○ 一般管理費、人件費及び業務経費の15.5%程度の額を節減すること。 ○ 人件費については5%以上を削減するとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。

第2期中期目標と中期計画の概要について②

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
第4 業務の質の向上に関する事項	第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） ○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、臨機応変に対応すること。 ○ 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。 ○ 協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。 ○ 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。	1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業） ○ 融資方針に基づき事業を実施する。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、臨機応変に対応する。特に療養病床の再編を推進する。 ○ 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施する。 ○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図る。 ○ 審査業務の平均処理期間を75日以内とする。 ○ 資金交付を請求後15営業日以内に行う。
2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） ○ 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、臨機応変に対応する。 ○ 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。 ○ 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。	2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） ○ ガイドラインに基づき事業を実施する。 ○ 政策融資の役割を踏まえ、臨機応変に対応する。特に療養病床の再編を推進する。 ○ 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施する。 ○ 審査業務の平均処理期間を45日以内とする。 ○ 資金交付を請求後15営業日以内に行う。 ○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。
3 福祉医療貸付事業（債権管理） （1）福祉医療貸付事業等の効率化 ○ 福祉医療貸付事業の新規融資額を20%程度縮減すること。 ○ 新規契約分について利差益を確保するよう努めること。 ○ 政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を見直す等事務の効率化を進めること。 （2）リスク管理債権の適正な管理 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携強化等により債権悪化の未然防止に取り組むこと。 ○ 債権区分別に適切な管理を行うこと。 ○ リスク管理債権比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。	3 福祉医療貸付事業（債権管理） （1）福祉医療貸付事業等の効率化 ○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。 ○ 新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。 ○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。 （2）リスク管理債権の適正な管理 ○ 福祉医療経営指導事業等との連携強化等により債権悪化の未然防止に取り組む。 ○ 債権区分別に適切な管理を行う。 ○ リスク管理債権比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

第2期中期目標と中期計画の概要について③

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
4 福祉医療経営指導事業 ○ 集団経営指導については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。 ○ 診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。 ○ 実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化した施設に対する経営支援に努めること。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。	4 福祉医療経営指導事業 ○ 平均10週間前に開催を告知し、受講者を延べ12,600人以上とし、満足度指数を65ポイント以上にする。 ○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。 ○ 個別経営診断の延べ診断件数を1,400件以上とする。 ○ 経営改善支援事業に重点化し、経営が悪化した施設診断の強化を図り、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。 ○ 経営分析診断の平均処理期間を50日以内とする。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、実費相当額を上回る自己収入を確保する。
5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） ○ 基金助成事業の募集に当たっては、毎年度、助成方針を定め公表すること。また、助成事業の固定化回避に努めること。 ○ 基金助成事業の選定については、客観性及び透明性の確保を図ること。 ○ 事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行うこと。 ○ 可能な限り運用効率を高めるよう努めること。	5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） ○ 毎年度、助成方針を定め、募集要領等に明記する。重点助成分野についても、募集要領等に明記する。また、助成事業の固定化回避に努める。 ○ 外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行う。 ○ 当該選定方針に事業継続85%以上、助成割合80%以上を明記する（全国的規模の事業を除く）。 ○ 事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。 ○ 交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ○ 国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。
6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） ○ 事後評価の結果を助成制度の改善に適正に反映すること。 ○ 活動団体が利用しやすい制度とするため、制度の継続的改善を行うこと。 ○ 事業活動に関する相談の充実にも努めること。 ○ 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。	6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） ○ 事後評価方針を定め、事後評価を実施する。 ○ 活動団体が利用しやすい基金助成制度とするため、事後評価結果等を踏まえて、募集方法、助成方法等の継続的改善を行う。 ○ 助成団体の事業実施に対する確かな助言を行う。 ○ 事後評価後における活動団体の継続的な状況把握に努める。 ○ 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進する。 ○ 助成事業説明会等を中期目標期間内に15回以上開催する。

第2期中期目標と中期計画の概要について④

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
7 退職手当共済事業 ○ 給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 ○ 利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。 ○ 業務委託先への業務指導を徹底すること。	7 退職手当共済事業 ○ 給付までの平均処理期間を75日以内とする。 ○ 業務委託先が実施する実務研修会等に職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きの指導を行う。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化を推進する。 ○ 事務打合せ会等を実施し、業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図る。
8 心身障害者扶養保険事業 ○ 国・地方公共団体による財政支援措置を踏まえ、安全かつ効率的な運用を行うこと。 ○ 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを定め、管理を行うこと。 ○ 事務処理を適切に行うため、地方公共団体と連携を図ること。	8 心身障害者扶養保険事業 ○ 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経て策定し、管理を行う。 ○ 事務担当者会議を開催する。
9 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業） ○ 提供する情報の質の向上等に努めること。 ○ 福祉保健医療施策を支援するためにWAM NET 基盤を活用すること。 ○ 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めるほか、業務委託の見直しを図ること。 ○ 専用サイトの新たな自己収入の増加策について、平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。	9 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業） ○ 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能を見直し、年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7,500万件以上、利用者満足度を90%以上とする。 ○ 福祉保健医療施策を支援するためにWAM NET 基盤を活用する。 ○ 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務委託の見直しを図る。 ○ 専用サイトの新たな自己収入の増加策について、平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。
10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 ○ 運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業の貸付原資の自己調達化を踏まえ、安定的で効率的な業務運営に努めること。 ○ 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。 ○ 返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。 ○ 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。 ○ 事務処理期間について、平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。	10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 ○ 運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業の貸付原資の自己調達化を踏まえ、安定的で効率的な業務運営に努める。 ○ 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努める。 ○ 返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。 ○ 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努める。 ○ 事務処理期間について、平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。

第2期中期目標と中期計画の概要について⑤

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
1 1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 [承継年金住宅融資等債権管理回収業務] ○ 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。 ○ 延滞債権の発生の抑制に努めること。 ○ 延滞債権について、早期の債権回収に努めること。 [承継教育資金貸付けあっせん業務] ○ 平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。	1 1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務 [承継年金住宅融資等債権管理回収業務] ○ 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努める。 ○ 延滞債権の発生の抑制に努める。 ○ 延滞債権について、早期の債権回収に努める。 [承継教育資金貸付けあっせん業務] ○ 平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止する。
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画
1 運営費交付金以外の収入の確保	1 予算
○ 運営費交付金を充当して行う事業について、自己収入の増加に努めること。	2 収支計画
	3 資金計画
2 自己資金調達による貸付原資の確保	第5 短期借入金の限度額（91,600百万円）
○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。	
3 資産の有効活用	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
○ 機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。	○ 宿舍7件を売却する。 （宝塚宿舍3戸、川西宿舍1戸、千里山田宿舍2戸、戸塚宿舍1棟）
	第7 剰余金の使途
	○ 業務改善にかかる支出のための原資 ○ 職員の資質向上のための研修等の財源 ○ 助成業務の財源（基金事業） ○ 貸付原資（労災年金担保貸付事業）

第2期中期目標と中期計画の概要について⑥

中 期 目 標（主な事項）	中 期 計 画（主な事項）
第6 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
人事に関する事項	1 職員の人事に関する計画
○ 組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 ○ 人事評価制度の運用や人材の育成により、職員の士気及び専門性の高い組織運営に努めること。	(1) 方針 ○ 組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 ○ 人事評価制度の適正な運用を行い、式の高い組織運営に努める。 ○ 各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 ○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。 (2) 人員に係る指標 ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数（299人）の100%以内とする。
	2 施設及び設備に関する計画
	なし
	3 積立金の処分に関する事項
	○ 積立金のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てる。

5. 独立行政法人評価委員会評価について

▶ 独立行政法人評価委員会における業績評価について

- 独立行政法人通則法第12条により、当機構の業務の実績に関する評価を行うために、所管省庁である厚生労働省に独立行政法人評価委員会が設置されております。また、当機構は、通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

○平成20年度業務実績全般の評価（平成21年8月21日 厚生労働省独立行政法人評価委員会）

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、平成20年度には、独立行政法人創立5周年を機に経営理念を策定し、福祉と医療の民間活動を応援する理念を示したことにより、福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていくことを期待する。また、組織横断的な取組みとして、リスク管理債権発生要因解析作業チームや「経営基盤刷新」、「民間活動支援強化」、「経営支援強化」及び「広報戦略」の4つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られていることを評価する。

さらに、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）においては、その運用の効率化及び有効性の向上を図り、QMS内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。また、平成19年度に策定した業務・システム最適化計画の推進、一般競争入札等による随意契約の適正化の推進及び一般管理費等の経費の節減などに適切に取り組むなど、法人全体の業務運営の効率化が図られており、中期計画を上回る実績を上げていると評価する。

福祉医療機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、国の福祉政策及び医療政策に即した社会福祉施設、医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を融資することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備に貢献していることが認められる。また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設、医療施設等に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた緊急融資を実施するなど、中期計画を踏まえて臨機応変な対応を行っている。

退職手当共済事業については、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策に努めたことにより、システム利用率が大幅に増加することとなり、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与していることが認められる。また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、44.8日となり中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績を上げるとともに、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。このように退職手当共済事業においては、電子届出システムの導入による利用者の事務負担の大幅な軽減を図ることにより、福祉医療機構における事務の効率化が推進されるとともに、退職手当金の給付までの日数の大幅な短縮が実現されるというプラスの相乗効果が認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていると評価する。

これらを踏まえると、第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力するべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

各勘定等の詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html>）をご参照ください

◆ 20年度業務実績評価の概要 ◆

▶ 法人全体の業務運営の改善・効率化

〔業務運営の改善〕

- 経営理念の策定により目指す方向性が明確化
- 機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携強化
- ISO9001に基づく品質マネジメントシステムにより、継続的な業務改善活動を推進

〔業務運営の効率化〕

- 業務・システム最適化計画を適切に推進
- 随意契約の適正化（件数比：18年度71% ⇒ 20年度28%）
- 経費節減を適切に実施
（20予算:19比▲3.1% ⇒ 20実績:19比▲8.7%）

▶ 各事業における業務の質の向上

〔福祉医療貸付事業〕

- 国の福祉・医療政策に即した施設の整備に貢献
- 国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、経営資金の緊急融資を実施
（経営資金：181件 5,730百万円）



〔退職手当共済事業〕

- 電子システム利用者の大幅増により、利用者負担大きく軽減（エラー発生率10分の1）
- 退職手当金の給付までの平均処理期間を大幅短縮（中期計画目標値75日 ⇒ 実績44.8日）



福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。



◆ 全体としては適正に業務を実施したと評価できる ◆

今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

6. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて

独立行政法人の見直しについて（平成18年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

（1）独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9法人）に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人（31法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめる。また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 （平成18年法律第47号）

（独立行政法人等の融資等業務の見直し）

第十四条 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務（資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。）の在り方について見直しを行うものとする。

- 一 独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十年度までの間に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。）が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務
- 二 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、現行政策金融機関、住宅金融公庫及び株式会社であるものの以外のもので、その目的を達成するために行う融資等業務
- 三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人のうち、法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金をいう。）の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

（国の歳出の縮減を図る見地からの見直し）

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し）

第十六条 平成十八年度から平成二十年度までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行うものとする。

独立行政法人の見直しについて（平成18年度）

➤ 「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」の行政改革推進本部決定（平成18年12月24日政府・行政改革推進本部）

- ✓ 政策評価・独立行政法人評価委員会による「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（以下「勧告の方向性」という）」（平成18年11月27日）に基づき、当機構の主務大臣である厚生労働大臣は、「勧告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案」（平成18年12月7日）を作成しています。当該「見直し案」は、平成18年12月24日政府・行政改革推進本部にて了解・決定されました。
- ✓ 以下、「勧告の方向性」及び「見直し案」について、融資等業務の見直しに係る部分を抜粋のうえ、対比して掲載しております。

「勧告の方向性」 （平成18年11月27日 政策評価・独立行政法人評価委員会）	「見直し案」 （平成18年12月7日 厚生労働省）
独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつその運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、また、特に融資等業務については、今般の政策金融改革の趣旨も踏まえ、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。 第1 融資等業務の見直し 1 福祉医療貸付事業の重点化 福祉医療貸付事業については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。 (1) 医療貸付のうち病院に対する融資 医療貸付のうち病院に対する融資については、 ① 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備に対する融資に限定するとともに、融資率の引下げを行う。 ② 500床未満の病院については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、その具体的な考え方を明らかにしたガイドラインを作成した上で、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するとともに、病院の機能や経営状況について第三者評価を受けているものについては融資審査に活用する。	「勧告の方向性」を踏まえ、次期中期目標期間において、以下の事項を中心として、事務及び事業の見直しを図る。なお、この見直し事項については、平成20年3月までの間に、民業補完の推進、業務運営の効率性、自律性の向上、国の歳出の縮減等の観点から、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。 第1 融資等業務の見直し 1 福祉医療貸付事業の重点化 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策に即して民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対し長期・固定・低利による融資を行うこと等により、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の整備に貢献してきた。 次期中期目標期間においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり、融資の重点化を行うこととする。 (1) 融資対象の重点化 ① 医療貸付のうち病院に対する融資については、 (ア) 500床以上の病院については、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、周産期医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院の当該部門の整備への融資に限定する。なお、当該融資に係る融資率の引下げについては、次期中期目標等において対応することとする。 (イ) 500床未満の病院への融資については、当該病院の地域における必要性や貢献度を融資に反映させる観点から、都道府県の医療計画に基づき、小児医療、救急医療、地域がん拠点医療などの医療連携体制に位置付けられる政策優先度の高い地域医療等を実施する病院に優先的に融資するものとし、その考え方を具体化したガイドラインについては、次期中期目標等の作成までに策定することとする。 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果の融資審査への活用については、次期中期目標等において対応することとする。

独立行政法人の見直しについて（平成18年度）

「勧告の方向性」	「見直し案」
(2) 医療貸付のうち病院以外に対する融資 医療貸付のうち病院以外に対する融資については、都道府県の医療計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資条件を明確にした上で、融資対象の重点化を行うとともに、融資率の引下げを行うものとする。 (3) 福祉貸付 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資条件を明確にした上で、融資対象の重点化を行うとともに、融資率の引下げを行うものとする。また、協調融資のより一層の推進を図るものとする。 これらの措置により、福祉医療貸付事業の新規融資額を縮減するとともに、融資残高についても縮小していくものとする。 2 年金担保貸付事業等の効率化 年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとする。 また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化を図るものとし、これにより、経費の節減を行うものとする。	(2) 医療貸付のうち病院の施設整備以外に対する融資については以下のとおりの措置を講じるとともに、融資率の引下げについて次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。 (7) 病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止することとする。 (4) 病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定することとする。 (3) 福祉貸付については、都道府県の介護保険事業支援計画などにおける政策優先度を踏まえ、融資対象の重点化及び介護関連施設に対する融資率の引下げについて、次期中期目標等において融資条件を明確にした上で対応することとする。 また、民間金融機関からの社会福祉施設に対する融資を促進するため、協調融資制度について、現在介護関連施設に限定している対象範囲を福祉貸付全体に拡大することとする。 (2) 新規融資額の縮減等 新規融資額については、融資の重点化を行うことにより縮減を図ることとし、次期中期目標等に削減目標を明記するとともに、融資残高についても縮小していくこととする。 2 年金担保貸付事業等の効率化 年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。 また、利用者の利便の向上や貸付金利の抑制を図るため、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業の事務の共通化による効率化等により、経費の節減を行うこととする。

➤ これまでの経緯に関する詳細や上記「勧告の方向性」および「見直し案」等の全文につきましては、総務省ホームページに掲載されています。

- 「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」の行政改革推進本部決定（18.12.24）（全般の概要）http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061224_1.pdf
（各独立行政法人等に関する事項）http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061224_1_bt1.pdf
- 独立行政法人の事務・事業の見直し結果～政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」～（18.11.27）（全般の概要）http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061127_3_1.pdf
（当機構に関する事項）http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061127_3_7.pdf

独立行政法人の見直しについて（平成19年度）

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）

5 独立行政法人等の改革

政府が果たすべき機能の見直しの第一弾として、独立行政法人の改革を行う。現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す。（中略）

【改革のポイント】

すべての独立行政法人（101 法人）について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。また、郵政民営化及び政策金融改革を円滑・確実に実施する。

【具体的手段】

（1）独立行政法人見直しの3原則

「行政改革推進本部」は、総務省と連携して、次の原則に基づき、101 全法人を対象に見直しを行う。

原則1 「官から民へ」原則：民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則2 競争原則：法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定する。それ以外は、民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止を行う。

原則3 整合性原則：他の改革（公務員制度改革、政策金融改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革）との整合性を確保する。

（2）「独立行政法人整理合理化計画」の策定

上記の見直しの結果を踏まえ、平成19 年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

（3）独立行政法人の不断の見直し

存続する法人については、そのすべての事務・事業について市場化テスト導入の検討対象とする。

（4）見直しの進め方

（1）の3原則を踏まえ、政府としての整理合理化計画の具体的な策定方針を速やかに決定し、各主務大臣はその方針に沿って所管する全法人についてそれぞれの整理合理化案を平成19 年8月末を目途に策定する。

これに合わせ、中期目標期間終了時の見直しについて、平成19 年度に見直す23 法人に加え、平成20 年度に見直す12 法人についても前倒しで対象とする。

各主務大臣の作成した整理合理化案については、「行政減量・効率化有識者会議」と「政策評価・独立行政法人評価委員会」、「規制改革会議」、「官民競争入札等監理委員会」（中略）及び「資産債務改革の実行等に関する専門調査会」とが連携を図りつつ議論を行い、「行政減量・効率化有識者会議」においてそれらの議論を集約・検討した上で、平成19 年内を目途に「行政改革推進本部」において整理合理化の内容を取りまとめ、政府として「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。
（以下略）

独立行政法人の見直しについて（平成19年度）



独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月24日 閣議決定

1. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、101の独立行政法人について原点到ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を8月10日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14回の会議を開催し、49法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11月27日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

独立行政法人の見直しについて（平成19年度）

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

事務及び事業の見直し

【福祉医療貸付事業】

- 福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。
- 福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。
- 医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。

【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】

- 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。

【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】

- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。

【承継教育資金貸付けあっせん業務】

- 承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。

【長寿・子育て・障害者基金事業】

- 長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。
- 各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。

【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）】

- 福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。

【心身障害者扶養保険事業】

- 繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

- 貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。

【組織体制の整備】

- 各業務の業務量を踏まえつつ組織体制及び人員配置の見直しを図る。

運営の効率化及び自律化

【業務運営体制の整備】

- 業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。

【自己収入の増大】

- 適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。

【保有資産の見直し】

- 戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。

➤ これまでの経緯に関する詳細や上記等の全文につきましては、行政改革推進本部ホームページに掲載されています。

- 「独立行政法人整理合理化計画」の閣議決定（19.12.24）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/071224honbun2.pdf>

7. 平成20年度決算の概要について

本資料に掲載している財務内容は、当機構が本説明会のために概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html>）をご参照ください。

平成20年度（末）の財政状態及び経営成績について

▶ 平成20年度末における財政状態について

● 各勘定別の財政状態

- ✓ 当機構における法人全体の資産は、約6兆5,353億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆1,857億円が48.74%を、また、承継債権管理回収勘定の約2兆8,130億円が全体の43.04%を占めております。
- ✓ その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約2兆9,249億円を、また、承継債権管理回収勘定で約2兆2,537億円を計上しており、資産全体の44.75%、34.48%をそれぞれ占めております。
- ✓ 一方、負債については一般勘定の約3兆1,812億円が全体の92.35%を占めています。

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
資産の部	3,185,777	281,249	2,514	56,766	190,016	5,929	2,813,060	6,535,314
負債の部	3,181,276	688	2,514	68,002	189,881	60	2,354	3,444,777
純資産の部	4,501	280,560	-	△ 11,235	135	5,869	2,810,705	3,090,536
負債純資産合計	3,185,777	281,249	2,514	56,766	190,016	5,929	2,813,060	6,535,314

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

▶ 平成20年度における経営成績について

● 各勘定別の経営成績

- ✓ 当機構における法人全体の経常収益は、約2,861億円となっています。これを各勘定別に見ますと、承継債権管理回収勘定の約947億円が全体の33.10%を、共済勘定の約902億円が全体の31.52%を、一般勘定の約692億円が24.18%を占めています。
- ✓ 一方、経常費用においては、法人全体で約1,954億円、共済勘定における約888億円が全体の45.44%を、一般勘定の約692億円が35.41%を占めています。
- ✓ さらに法人単位全体の当期利益は約1,291億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約913億円、保険勘定で約376億円の当期利益を計上したことによるものです。

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
経常収益	69,223	4,069	90,200	23,812	4,025	49	94,750	286,132
経常費用	69,223	3,992	88,847	25,374	4,020	37	3,969	195,464
経常利益又は損失	-	76	1,352	△ 1,561	5	12	90,781	90,667
臨時損失	-	-	1,356	-	-	-	-	1,356
臨時利益	-	-	4	39,257	-	23	536	39,821
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	11	-	-	44	0	-	56
当期利益又は損失	-	88	-	37,695	49	36	91,318	129,189

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

貸付事業における債権分類について

▶ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 一般勘定

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
破綻先債権額 (A)	8,043	7,643
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	6,569	4,230
延滞債権額 (C)	27,992	35,748
3箇月以上延滞債権額 (D)	6,354	4,390
貸出条件緩和債権額 (E)	25,920	48,390
合計＝(A)＋(C)＋(D)＋(E) (F)	68,311	96,173
総貸付残高 (G)	3,374,592	3,242,262
比率 (F)／(G)×100	2.02%	2.97%
(参考) {(B)＋(C)}／(G)×100	1.02%	1.23%

注1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

注2) 一般勘定における総貸付残高 (G) には、以下の貸付受入金が含まれております。

・平成19年度貸付受入金 98,623百万円

・平成20年度貸付受入金 69,998百万円

注3) 区分の定義は、以下のとおりです。

・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。

・うち6箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額 (A) のうち、弁済期限6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高をいいます。

・延滞債権額 (C) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。

・3箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。

・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩 (元本の返済猶予、一部債権放棄など) を行った貸付残高で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び3箇月以上延滞債権額 (D) に該当しないものをいいます。

● 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
破綻先債権額 (A)	198	188
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	137	148
延滞債権額 (C)	197	156
3箇月以上延滞債権額 (D)	96	66
貸出条件緩和債権額 (E)	30	33
合計＝(A)＋(C)＋(D)＋(E) (F)	522	445
総貸付残高 (G)	191,463	188,828
比率 (F)／(G)×100	0.27%	0.24%
(参考) {(B)＋(C)}／(G)×100	0.17%	0.16%

貸付事業における債権分類について

➤ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成19年度	平成20年度
破綻先債権額 (A)	42	38
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	29	27
延滞債権額 (C)	12	12
3箇月以上延滞債権額 (D)	3	2
貸出条件緩和債権額 (E)	2	1
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	60	54
総貸付残高 (G)	5,167	5,025
比率 (F) / (G) × 100	1.18%	1.08%
(参考) { (B) + (C) } / (G) × 100	0.81%	0.79%

注1) このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した債権額のすべてが回収不能となるものではありません。

注2) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

注3) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、破産、民事再生手続開始、和議開始、整理、特別清算開始の申立てがあった債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高をいいます。
- ・うち6箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額 (A) のうち、弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高をいいます。
- ・延滞債権額 (C) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高で破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付けの元金残高で、破綻先債権額 (A) に該当しないものをいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（元本の返済猶予、一部債権放棄など）を行った貸付けの元金残高で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (C) 及び3箇月以上延滞債権額 (D) に該当しないものをいいます。
ただし、貸出条件の変更を行ったときから一定期間経過した債権であって信用リスクが正常債権（区分 (A) から (F) に該当しないものをいいます。）と同等になったと判断される債権80,303百万円は含めておりません。
なお、政府の経済対策などの要請によって返済条件の変更を行った貸付けを含んでおります。
- ・その他 : 総貸付残高 (G) には、仮受金1,118百万円を含んでおります。債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権が正常債権である12,040百万円については、リスク管理債権に含めておりません。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 (内機関保証付債権額)	平成20年度 (内機関保証付債権額)
破綻先債権額 (A)	10,747 (9,563)	13,224 (11,649)
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	3,211 (2,483)	3,289 (2,408)
延滞債権額 (C)	23,635 (12,459)	21,802 (11,174)
3箇月以上延滞債権額 (D)	10,086 (9,477)	10,861 (10,175)
貸出条件緩和債権額 (E)	42,074 (30,910)	32,103 (21,189)
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	86,543 (62,411)	77,993 (54,189)
総貸付残高 (G)	2,724,132	2,399,812
比率 (F) / (G) × 100	3.18%	3.25%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.89%	0.99%
(参考) { (B) + (C) } / (G) × 100	0.99%	1.05%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.44%	0.48%

貸付金の自己査定について

➤ 当機構における平成20年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 一般勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	14,091	3,047,635
	要注意先	102	78,992
	要管理先以外	42	18,291
	要管理先	60	60,700
	計	14,193	3,126,627
貸倒懸念債権	破綻懸念先	79	34,851
破産更生債権等	実質破綻先	22	3,140
	破綻先	42	7,643
	計	64	10,784
合	計	14,336	3,172,263

(単位：百万円)

注1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高69,998百万円を控除したものです。

注3) 債務者区分は以下のとおりです。

・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。

・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。

・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。

・要管理先 : 当該債務者の債権の全部又は一部が「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である債務者をいう。

・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがいい状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。

・破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先）及び債務者が死亡した場合をいう。

● 年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	337,008	188,638
	要注意先	21	7
	要管理先以外	15	5
	要管理先	6	2
	計	337,029	188,646
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
破産更生債権等	実質破綻先	37	25
	破綻先	140	156
	計	177	182
合	計	337,207	188,828

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	6,071	4,981
	要注意先	14	9
	要管理先以外	13	8
	要管理先	1	1
	計	6,085	4,990
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
破産更生債権等	実質破綻先	28	32
	破綻先	2	1
	計	30	34
合	計	6,116	5,025

貸付金の自己査定について

➤ 当機構における平成20年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	319,975	1,633,621
	要注意先	153,955	730,567
	要管理先以外	55,006	318,869
	要管理先	98,949	411,698
	計	473,930	2,364,189
貸倒懸念債権	破綻懸念先	922	5,473
破産更生債権等	実質破綻先	3,079	17,152
	破綻先	2,460	12,997
	計	5,539	30,149
合	計	480,391	2,399,812

注1) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

注2) 承継債権管理回収勘定における貸付金残高は、仮受金残高 1,118百万円を控除したものです。

注3) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、利息支払いが事実上延滞など履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・ 要管理先以外 : 要注意先のうち、要管理者以外の債務者をいう。
- ・ 要管理先 : 要注意先のうち「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を有する債務者をいう。
- ・ 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・ 実質破綻先 : 実質的な経営破綻、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的な経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・ 破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば破産、清算、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

当機構の財務内容について

▶ 法人単位

● 貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	1, 033, 014	I 流動負債	377, 388
現金及び預金	114, 005	運営費交付金債務	67
財政融資資金預託金	180	預り補助金等	4, 292
金銭の信託	56, 739	1年以内償還予定福祉医療機構債券	65, 000
有価証券	344, 497	1年以内返済予定長期借入金	293, 662
1年以内回収予定長期貸付金	500, 167	賞与引当金	44
貸倒引当金	△ 166	未払費用等	14, 320
未収収益等	17, 589		
II 固定資産	5, 502, 300	II 固定負債	2, 997, 687
建物等	1, 781	資産見返負債	1, 020
減価償却累計額	△ 582	福祉医療機構債券	265, 000
減損損失累計額	△ 42	長期借入金	2, 729, 952
土地	1, 786	退職給付引当金	1, 762
ソフトウェア等無形固定資産	1, 071	その他	△ 48
財政融資資金預託金	1, 194		
投資有価証券	247, 600	III 法令に基づく引当金等	69, 702
長期貸付金	5, 224, 548	退職手当給付費支払資金	1, 727
破産債権、再生債権、更生債権		心身障害者扶養保険責任準備金	67, 975
その他これらに準ずる債権	40, 115		
貸倒引当金	△ 15, 907	負債計	<u>3, 444, 777</u>
敷金・保証金	734		
		純資産	
		I 資本金	3, 009, 462
		II 資本剰余金	△ 1, 043
		III 利益剰余金	82, 117
		前中期目標期間繰越積立金	1, 288
		積立金	570
		当期末処分利益	80, 257
		（うち当期総利益）	(129, 189)
		純資産計	<u>3, 090, 536</u>
資産合計	<u>6, 535, 314</u>	負債純資産合計	<u>6, 535, 314</u>

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

▶ 法人単位

● 損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

科 目		科 目	
金 額	金 額	金 額	金 額
経常費用 福祉医療貸付業務費 人件費 813 業務経費等 663 借入金利息等 65,784 (うち貸倒引当金繰入) (521) 経営指導業務費 人件費 143 業務経費等 115 福祉保健医療情報サービス業務費 人件費 49 業務経費等 752 社会福祉事業振興業務費 人件費 163 業務経費等 243 (うち賞与引当金繰入) (11) (うち退職給付引当金繰入) (143) (うち貸倒引当金繰入) (2) 社会福祉事業振興事業費 3,426 退職手当共済業務費 人件費 138 業務経費等 363 退職手当給付金 88,229 心身障害者扶養保険業務費 人件費 41 業務経費等 43 支払保険料 9,962 給付金 11,941 金銭の信託運用損 3,346 年金担保貸付業務費 人件費 84 業務経費等 176 (うち賞与引当金繰入) (6) (うち退職給付引当金繰入) (67) 借入金利息等 3,662 (うち貸倒引当金繰入) (4) 労災年金担保貸付業務費 人件費 1 業務経費等 3 (うち賞与引当金繰入) (0) 業務委託費等 30 (うち貸倒引当金繰入) (0) 承継債権管理回収業務費 人件費 162 業務経費等 3,652 (うち賞与引当金繰入) (12) 一般管理費 人件費 915 管理経費等 550 (うち賞与引当金繰入) (14) (うち退職給付引当金繰入) (59) 財務費用 0 経常費用合計 195,464		経常収益 運営費交付金収益 3,823 福祉医療貸付事業収入 59,691 経営指導事業収入 39 福祉保健医療情報サービス事業収入 19 基金事業運用収入 4,005 退職手当共済事業収入 37,342 心身障害者扶養保険事業収入 23,689 年金担保貸付事業収入 3,958 労災年金担保貸付事業収入 45 承継債権管理回収業務収入 91,880 補助金等収益 58,333 資産見返運営費交付金戻入 272 財務収益 2,952 その他 77	
		経常収益合計 286,132	
臨時損失 退職手当給付費支払資金繰入 1,356 当期純利益 129,132 前中期目標期間繰越積立金取崩額 56 当期総利益 129,189		臨時利益 退職給付引当金戻入益 82 貸倒引当金戻入益 477 退職手当給付費支払資金戻入益 4 心身障害者扶養保険責任準備金戻入益 39,257	

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

▶ 法人単位

● キャッシュ・フロー計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (国庫納付金の支払額等)	△ 151,014
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (有価証券の償還による収入等)	248,271
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (長期借入金返済による支出等)	△ 118,912
IV 資金減少額 (I + II + III)	△ 21,655
V 資金期首残高	135,661
VI 資金期末残高 (IV + V)	114,005

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

● 行政サービス実施コスト計算書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 業務費用	△ 28,798
(1) 損益計算書上の費用	195,464
(2) (控除) 自己収入等	△ 224,263
II 損益外減価償却等相当額	62
III 損益外減損損失相当額	42
IV 引当外賞与見積額	△ 13
V 引当外退職給付増加見積額	433
VI 機会費用	
政府出資等の機会費用	44,097
VII 行政サービス実施コスト	15,823

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

● 平成20事業年度 決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額
収入			
運営費交付金	4,281	4,281	-
国庫補助金	26,536	26,536	-
利子補給金	9,764	9,764	-
福祉医療貸付事業収入	61,491	60,353	△ 1,137
経営指導事業収入	35	39	4
福祉保健医療情報サービス事業収入	19	19	0
基金事業運用収入	3,289	3,905	615
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	621	-	△ 621
退職手当共済事業収入	63,445	63,735	289
心身障害者扶養保険事業収入	34,813	38,491	3,677
年金担保貸付事業収入	4,606	3,866	△ 739
労災年金担保貸付事業収入	67	46	△ 21
承継債権管理回収業務収入	95,529	92,296	△ 3,232
利息収入等	3,820	4,147	327
計	308,322	307,484	△ 837
支出			
福祉医療貸付事業費	69,095	65,762	△ 3,333
社会福祉事業振興事業費	3,495	3,457	△ 37
退職手当共済事業費	89,982	89,236	△ 745
心身障害者扶養保険事業費	34,813	38,491	3,677
年金担保貸付事業費	4,048	3,570	△ 478
労災年金担保貸付事業費	31	29	△ 1
業務経費	6,122	5,887	△ 235
一般管理費	518	465	△ 52
人件費	3,055	2,679	△ 375
計	211,163	209,581	△ 1,582

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

➤ 法人単位

● 利益の処分又は損失の処理に関する書類

(単位：百万円)

科 目	金 額								合 計
	一 般 勘 定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年金担保貸付勘定	労災年金担保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管理回収勘定	承 継 教 育 資 金 貸付けあつせん勘定	
I 当期末処分利益（又は当期末処理損失）	-	88	-	△ 11,235	49	36	91,318	-	80,257
当期総利益		88		37,695	49	36	91,318		129,189
前期繰越欠損金				△ 48,931					△ 48,931
II 利益処分額（又は損失処理額）									
積立金	-	88	-		49	36	91,318	-	91,493
III 次期繰越欠損金				△ 11,235					△ 11,235

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

➤ 一般勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	253,984	I 流動負債	310,976
現金及び預金	6,638	運営費交付金債務	12
1年以内回収予定長期貸付金	236,531	預り補助金等	3,671
貸倒引当金	△ 126	1年以内償還予定福祉医療機構債券	25,000
未収収益等	10,941	1年以内返済予定長期借入金	271,153
		未払費用等	11,138
II 固定資産	2,931,792	II 固定負債	2,870,299
建物等	1,648	資産見返負債	745
減価償却累計額	△ 537	福祉医療機構債券	164,000
減損損失累計額	△ 42	長期借入金	2,705,592
土地	1,786	その他	△ 38
ソフトウェア等無形固定資産	653		
長期貸付金	2,924,947	負債計	3,181,276
破産債権、再生債権、更生債権			
その他これらに準ずる債権	10,784	純資産	
貸倒引当金	△ 8,041	I 資本金	5,534
敷金・保証金	593	II 資本剰余金	△ 1,033
		III 利益剰余金	
		当期末処分利益	-
		（うち当期総利益）	(-)
		純資産計	4,501
資産合計	3,185,777	負債純資産合計	3,185,777

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
福祉医療貸付業務費	67,262	運営費交付金収益	3,109
人件費	813	福祉医療貸付事業収入	59,691
業務経費等	663	経営指導事業収入	39
借入金利息等	65,784	福祉保健医療情報サービス事業収入	19
（うち貸倒引当金繰入）	(521)	補助金等収益	6,093
経営指導業務費	258	資産見返運営費交付金戻入	187
人件費	143	財務収益	72
業務経費等	115	その他	10
福祉保健医療情報サービス業務費	802		
人件費	49		
業務経費等	752		
一般管理費	899		
人件費	613		
管理経費等	285		
経常費用合計	69,223	経常収益合計	69,223
当期純利益	-		
当期総利益	-		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

▶ 長寿・子育て・障害者基金勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	32,267	I 流動負債	28
現金及び預金	401	賞与引当金	17
財政融資資金預託金	180	未払金等	11
有価証券	30,997	II 固定負債	659
貸倒引当金	△ 1	退職給付引当金	659
未収収益等	688	その他	0
II 固定資産	248,981	負債計	688
建物等	23		
減価償却累計額	△ 11		
ソフトウェア等無形固定資産	48		
財政融資資金預託金	1,194		
投資有価証券	247,600	純資産	
破産債権、再生債権、更生債権		I 資本金	278,710
その他これらに準ずる債権	1	II 利益剰余金	1,850
敷金・保証金	125	前中期目標期間繰越積立金	1,191
貸倒引当金	△ 1	積立金	570
		当期末処分利益	88
		（うち当期総利益）	(88)
		純資産計	280,560
資産合計	281,249	負債純資産合計	281,249

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
社会福祉事業振興業務費	3,833	基金事業運用収入	4,005
人件費	163	財務収益	2
業務経費等	243	その他	62
（うち賞与引当金繰入）	(11)		
（うち退職給付引当金繰入）	(143)		
（うち貸倒引当金繰入）	(2)		
社会福祉事業振興事業費	3,426		
一般管理費	159		
人件費	75		
管理経費等	84		
（うち賞与引当金繰入）	(5)		
（うち退職給付引当金繰入）	(31)		
経常費用合計	3,992	経常収益合計	4,069
当期純利益	76		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	11		
当期総利益	88		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

▶ 共済勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	2,445	I 流動負債	719
現金及び預金	645	運営費交付金債務等	40
有価証券	1,800	預り補助金等	621
未収収益等	0	預り金等	57
II 固定資産	69	II 固定負債	68
建物等	20	資産見返負債	68
減価償却累計額	△ 5	その他	0
ソフトウェア	53	III 法令に基づく引当金等	
		退職手当給付費支払資金	1,727
		負債計	2,514
		純資産	
		I 利益剰余金	
		当期末処分利益	-
		（うち当期総利益）	(-)
		純資産計	-
資産合計	2,514	負債純資産合計	2,514

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
退職手当共済業務費	88,731	運営費交付金収益	592
人件費	138	退職手当共済事業収入	37,342
業務経費等	363	補助金等収益	52,240
退職手当給付金	88,229	資産見返運営費交付金戻入	24
一般管理費	115	その他	0
人件費	84		
管理経費等	31		
財務費用	0		
経常費用合計	88,847	経常収益合計	90,200
臨時損失（退職手当給付費支払資金繰入）	1,356	臨時利益（退職手当給付費支払資金戻入益）	4
当期純利益	-		
当期総利益	-		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

➤ 保険勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	56,756	I 流動負債	16
現金及び預金	17	運営費交付金債務	14
金銭の信託	56,739	未払金等	2
未収入金	0		
II 固定資産	9	II 固定負債	9
建物等	6	資産見返負債	9
減価償却累計額	△ 2	その他	0
ソフトウェア	5		
		III 法令に基づく引当金等	
		心身障害者扶養保険責任準備金	67,975
		負債計	68,002
		純資産	
		I 繰越欠損金	
		当期末処理損失	△ 11,235
		（うち当期総利益）	(37,695)
		純資産計	△ 11,235
資産合計	56,766	負債純資産合計	56,766

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
心身障害者扶養保険業務費	25,335	運営費交付金収益	121
人件費	41	受取保険料	9,962
業務経費等	43	保険金	13,726
支払保険料	9,962	資産見返運営費交付金戻入	2
給付金	11,941	その他	0
金銭の信託運用損	3,346		
一般管理費	39	経常収益合計	23,812
人件費	26		
管理経費等	12		
経常費用合計	25,374		
当期純利益	37,695	臨時利益（心身障害者扶養保険責任準備金戻入益）	39,257
当期総利益	37,695		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

▶ 年金担保貸付勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	145,203	I 流動負債	64,165
現金及び預金	677	1年以内償還予定福祉医療機構債券	40,000
1年以内回収予定長期貸付金	143,974	1年以内返済予定長期借入金	22,508
貸倒引当金	△ 14	賞与引当金	9
未収収益等	566	未払費用等	1,648
II 固定資産	44,813	II 固定負債	125,715
建物等	38	資産見返負債	8
減価償却累計額	△ 16	福祉医療機構債券	101,000
ソフトウェア等無形固定資産	108	長期借入金	24,359
長期貸付金	44,672	退職給与引当金	357
破産債権、再生債権、更生債権		その他	△ 10
その他これらに準ずる債権	199		
貸倒引当金	△ 204	負債計	189,881
敷金・保証金	15		
		純資産	
		I 資本剰余金	△ 9
		II 利益剰余金	145
		前中期目標期間繰越積立金	95
		積立金	-
		当期未処分利益	49
		（うち当期総利益）	(49)
		純資産計	135
資産合計	190,016	負債純資産合計	190,016

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
年金担保貸付業務費	3,924	年金担保貸付事業収入	3,958
人件費	84	資産見返運営費交付金戻入	5
業務経費等	176	財務収益	61
（うち賞与引当金繰入）	(6)	その他	0
（うち退職給付引当金繰入）	(67)		
借入金利息等	3,662		
（うち貸倒引当金繰入）	(4)		
一般管理費	96		
人件費	38		
管理経費等	57		
（うち賞与引当金繰入）	(2)		
（うち退職給付引当金繰入）	(27)		
経常費用合計	4,020	経常収益合計	4,025
当期純利益	5		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	44		
当期総利益	49		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

▶ 労災年金担保貸付勘定

・ 貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	4,793	I 流動負債	51
現金及び預金	226	賞与引当金	0
有価証券	700	未払費用等	51
1年以内回収予定長期貸付金	3,856		
貸倒引当金	△ 0	II 固定負債	8
未収収益等	10	資産見返負債等	1
		退職給付引当金	7
II 固定資産	1,136	負債計	60
建物等	2	純資産	
減価償却累計額	△ 0	I 資本金	5,831
ソフトウェア	1	II 利益剰余金	38
長期貸付金	1,133	前中期目標期間繰越積立金	1
破産債権、再生債権、更生債権		当期末処分利益	36
その他これらに準ずる債権	34	（うち当期総利益）	(36)
貸倒引当金	△ 35	純資産計	5,869
資産合計	5,929	負債純資産合計	5,929

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・ 損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
労災年金担保貸付業務費	34	労災年金担保貸付事業収入	45
人件費	1	資産見返運営費交付金戻入	0
業務経費等	3	財務収益	3
（うち賞与引当金繰入）	(0)	その他	0
業務委託費等	30		
（うち貸倒引当金繰入）	(0)		
一般管理費	2		
人件費	0		
管理経費等	1		
（うち賞与引当金繰入）	(0)		
経常費用合計	37	経常収益合計	49
当期純利益	35	臨時利益（退職給付引当金戻入益）	23
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0		
当期総利益	36		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

➤ 承継債権管理回収勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
I 流動資産	537,562	I 流動負債	1,429
現金及び預金	105,398	賞与引当金	18
有価証券	311,000	未払費用等	1,411
1年以内回収予定長期貸付金	115,804		
貸倒引当金	△ 23	II 固定負債	925
未収収益等	5,382	退職給付引当金	739
		資産見返負債等	186
II 固定資産	2,275,498		
建物等	41	負債計	2,354
減価償却累計額	△ 8		
ソフトウェア	198	純資産	
長期貸付金	2,253,794	I 資本金	2,719,386
破産債権、再生債権、更生債権		II 利益剰余金	
その他これらに準ずる債権	29,095	当期末処分利益	91,318
貸倒引当金	△ 7,623	（うち当期総利益）	(91,318)
		純資産計	2,810,705
資産合計	2,813,060	負債純資産合計	2,813,060

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
承継債権管理回収業務費	3,815	承継債権管理回収業務収入	91,880
人件費	162	資産見返運営費交付金戻入	52
業務経費等	3,652	財務収益	2,813
（うち賞与引当金繰入）	(12)	その他	5
一般管理費	153		
人件費	75	経常収益合計	94,750
管理経費等	77		
（うち賞与引当金繰入）	(5)		
経常費用合計	3,969		
当期純利益	91,318	臨時利益	536
当期総利益	91,318	退職給付引当金戻入益	59
		貸倒引当金戻入益	477

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

当機構の財務内容について

➤ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

・貸借対照表（平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
資 産		負 債	
		負債計	—
		純資産	
		純資産計	—
資産合計	—	負債純資産合計	—

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

・損益計算書（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
経常費用		経常収益	
経常費用合計	—	経常収益合計	—
当期純利益	—		
当期総利益	—		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

➤ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しています。

8. 平成21年度予算及び平成22年度予算概算要求 の概要について

貸付事業計画の概要

▶ 平成20事業年度～平成22事業年度 貸付事業計画

【一般勘定】

区 分		20年度予算額	21年度予算額	22 年 度		
				要求額	対前年度	
					増△減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約額	億円 1,735	億円 1,627	億円 1,624	億円 △ 3	% △ 0.2
	資金交付額	1,637	1,535	1,530	△ 5	△ 0.3
医療貸付	貸付契約額	1,766	1,610	1,607	△ 3	△ 0.2
	資金交付額	1,701	1,483	1,479	△ 4	△ 0.3
合 計	貸付契約額	3,501	3,237	3,231	△ 6	△ 0.2
	資金交付額	3,338	3,018	3,009	△ 9	△ 0.3
	財政融資資金借入金	3,008	2,828	2,605	△ 223	△ 7.9
	自己資金	330	190	404	214	112.6
	(うち財投機関債)	(430)	(400)	(370)	(△30)	(△7.5)

【年金担保貸付勘定】

区 分		20年度予算額	21年度予算額	22 年 度		
				予定額	対前年度	
					増△減額	伸び率
年金担保貸付	貸付契約額	億円 2,222	億円 1,896	億円 1,863	億円 △ 33	% △ 1.7
	資金交付額	2,222	1,896	1,863	△ 33	△ 1.7
	民間借入金	61	287	402	115	40.1
	自己資金	2,161	1,609	1,461	△ 148	△ 9.2
	(うち財投機関債)	(600)	(340)	(590)	(250)	(73.5)

(参考)

【労災年金担保貸付勘定】

区 分		20年度予算額	21年度予算額	22 年 度		
				予定額	対前年度	
					増△減額	伸び率
労災年金担保貸付	貸付契約額	億円 55	億円 48	億円 46	億円 △ 2	% △ 4.2
	資金交付額	55	48	46	△ 2	△ 4.2
	自己資金	55	48	46	△ 2	△ 4.2

交付金等の概要

▶ 平成20事業年度～平成22事業年度（交付金・補給金・補助金の概要）

区 分	20年度予算額	21年度予算額	22 年 度		
			要求額	対前年度	
				増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	13,274,361	12,689,273	10,902,140	△ 1,787,133	△ 14.1
運 営 費 交 付 金	3,509,989	3,391,761	3,285,725	△ 106,036	△ 3.1
利 子 補 給 金	9,764,372	9,297,512	7,616,415	△ 1,681,097	△ 18.1
（ 補 正 後 予 算 額 ）	—	(9,880,010)			
共 済 勘 定	27,172,122	26,537,366	26,485,257	△ 52,109	△ 0.2
運 営 費 交 付 金	635,491	614,479	598,774	△ 15,705	△ 2.6
給 付 費 補 助 金	26,536,631	25,922,887	25,886,483	△ 36,404	△ 0.1
保 険 勘 定					
運 営 費 交 付 金	135,948	131,283	127,775	△ 3,508	△ 2.7
合 計	40,582,431	39,357,922	37,515,172	△ 1,842,750	△ 4.7

当機構における損益構造と運営費交付金等について

① 一般勘定

福祉医療貸付事業は、主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるために、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れております。平成17年度以降、この利子補給金が不足した場合、損益計算書において財源措置予定額収益を計上することにより、今後、当期損失は発生しないこととなっております。また、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費及び事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。

② 長寿・子育て・障害者基金勘定

長寿・子育て・障害者基金勘定は、機構法第23条による基金の運用益の範囲内において助成業務及びこれに附随する業務に要する経費を賄っていることから、運営費交付金等は受け入れておりません。なお、当該勘定において発生する利益金は、通則法第44条第1項若しくは同条第3項の積立金として整理されます。

③ 共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

④ 保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金は受け入れておりません。

当機構における損益構造と運営費交付金等について

⑤ 年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

なお、貸付原資の調達については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度より財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととしております。

⑥ 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。また、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは、通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

⑦ 承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等の債権の管理・回収業務及びこれに附帯する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造になっています。

承継債権の管理及び回収の業務に要する経費及び人件費等の間接的な経費については、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは承継債権（貸付金）にかかる貸付金利息収入等で賄うこととしております。

⑧ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しております。

9. 財投機関債発行について

◆一般担保付 ◆B I S リスクウェイト10% ◆厚生労働大臣発行認可

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第19回	2009年6月3日	2009年6月17日	3	240	0.70	100.00	0.700	18.0	AA(R&I)
第20回	2009年6月3日	2009年6月17日	10	100	1.74	99.98	1.742	20.0	AA(R&I)

- ・発行金額・発行時期については、市場環境等を見ながら決定していくこととしております
- ・起債に関する詳細な情報につきましては、適宜当機構ホームページにてお知らせします
(ホームページアドレス；<http://www.wam.go.jp/wam/>)

財投機関債発行について

➤ 過去の財投機関債発行実績（平成20年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第16回	2008年6月6日	2008年6月19日	3	300	1.28	99.98	1.286	19.0	AA(R&I)
第17回	2008年6月6日	2008年6月19日	10	100	1.99	99.99	1.991	21.0	AA(R&I)
第18回	2008年12月4日	2008年12月19日	3	240	1.02	99.99	1.023	32.0	AA(R&I)

➤ 過去の財投機関債発行実績（平成19年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第13回	2007年6月6日	2007年6月19日	3	300	1.25	99.98	1.256	8.0	AA(R&I)
第14回	2007年6月6日	2007年6月19日	10	200	1.99	99.99	1.991	15.0	AA(R&I)
第15回	2007年11月16日	2007年12月5日	3	170	0.96	99.98	0.966	15.0	AA(R&I)

財投機関債発行について



➤ 過去の財投機関債発行実績（平成18年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第9回	2006年6月2日	2006年6月19日	3	300	1.25	99.98	1.256	18.0	AA(R&I)
第10回	2006年6月2日	2006年6月19日	10	300	2.16	100.00	2.160	20.0	AA(R&I)
第11回	2006年6月2日	2006年6月19日	20	200	2.57	99.89	2.578	30.0	AA(R&I)
第12回	2006年11月17日	2006年12月5日	3	100	1.12	99.97	1.130	15.0	AA(R&I)

独立行政法人福祉医療機構

経理部資金課

東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス

TEL : 03 (3438) 0212

FAX : 03 (3438) 0219

URL : <http://www.wam.go.jp/wam>

E-mail : wam_shikin01@wam.go.jp